



かんちゃん



157号

令和5年5月15日

# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者  
全国間税会総連合会  
会長 片岡 直 公  
事務局  
〒103-0007  
東京都中央区日本橋浜町1-1-1  
日本橋村松ビル5F  
TEL 03(5829)3901  
FAX 03(5829)3902  
URL <https://www.kanzeikai.jp>  
E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)  
印刷 株式会社 総 北 海

法人番号  
(2700150004884)



しょうちゃん



## 門司港駅(国指定重要文化財)(福岡県北九州市)

写真提供：門司間税会

門司港駅は、北九州市門司区西海岸一丁目にある、九州旅客鉄道(JR九州)鹿児島本線の起点駅です。その木造駅舎は、

「大正3年に建築されたネオ・ルネッサンス様式の駅舎。1988年に駅舎としては日本で初めて国指定重要文化財に指定されました。現役の駅舎で国指定重要文化財に指定されているのは、門司港駅と東京駅の二つだけです。2012年から約6年の保存修理工事を経て、2019年3月10日にグランドオープンしました。」(北九州市ホームページより)

写真は、昨年11月24日、門司港駅前をスタートに、大分、熊本、長崎、佐賀とおよそ1000キロのコースを4日間かけて走るクラシックカーラリー大会に全国から集まった40台の雄姿です。

### 〔主要目次〕

令和5年度 税制改正の概要……………	2～5	広報だより (広島局間連) ……………	14
令和5年度 国の一般会計予算等の概要	5～7	全間連の動き……………	15
局連だより (福岡局間連) ……………	8～11	第50回通常総会(東京大会)のご案内等……………	16
「税の標語」の応募状況等 ……………	12～13		



# 税制改正の概要

令和5年度税制改正においては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられた。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を設けるほか、国際合意に沿ってグローバル・ミニマム課税が導入されている。資産課税では、次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、資産移転の時期の選択により中立的な税制が構築されている。このほか、法人課税や車体課税の見直し、インボイス制度の円滑な実施に向けた改正なども行われている。

なお、改正事項が多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

## I 個人所得課税

### 1 NISA制度の抜本的拡充・恒久化

- (1) 非課税保有期間を無制限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とする。
- (2) 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、年間投資上限額を120万円に拡充する。
- (3) 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額を240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。
- (4) 非課税保有限度額を新たに設定した上で1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とする。

### 2 スタートアップへの再投資に係る

保有する株式を売却し、①自己資金による創業や②プレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行う際に、再投資分については、譲渡益に課税を行わない措置が創設された。（令和5年4月1日以降の再投資について適用）

### 3 極めて高い水準の所得に対する税負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置が設けられた。（令和7年分の所得から適用）

## II 資産課税

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

- 1 相続時精算課税制度について、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われた。
- 2 暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われた。

※ 上記1及び2の見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用される。

3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長する。

4 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

### Ⅲ 法人課税

#### 1 研究開発税制の見直し

(1) 研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、試験研究費の増減に応じた税額控除率のカーブが見直された。

(2) 税額控除上限に到達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減に応じて、税額控除の上限も変動させる制度が新たに導入された。

(3) 幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲が大幅に拡大された。

(4) ビックデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、サービス開発に当たりビックデータを新たに収集すること等が要件となっていたが、新たなサービス開発を促すため、既存のビックデータを活用する場合も研究開発税制の対象となった。

#### 2 企業による先導的人材投資に係る税制措置

企業の成長を先導する人材の創出を後押しするため、以下の措置が講じられた。

(1) 企業による学校教育における企業先導人材の育成

(2) 企業による先導的研究開発人材の活用・育成

(3) 企業によるデジタル推進人材の育成

#### 3 オープンイノベーション促進税制の見直し

(1) 既存企業によるスタートアップ企業のM&Aを後押しする観点から、既存株式を取得した場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とする。

(2) その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、スタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図る。

### Ⅳ 消費課税

#### 1 インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置

(1) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

① 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間講じられた。

② これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税を選択する場合より、事務負担も大幅に軽減されることとなった。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できる。

※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届け出を求めず、申告時に選択適用ができる。

(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

インボイス制度の実施に伴う事務負担を軽減する観点から、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となった。

※ 基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象となる。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）については、返還インボイスの交付が不要となった。

(4) 適格請求書発行事業者登録制度についての見直し

適格請求書発行事業者になるためには、適格請求書発行事業者登録が必要であるが、この登録申請書の提出期限について、現行は登録事業者となる課税期間の1か月前までとされているが、15日前までに見直された。

## 2 自動車重量税のエコカー減税の見直し

(1) エコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行制度を2023年末まで維持する。

(2) 据置期間後は、「2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%」とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直す観点から、制度の対象となる2030年度燃費基準（以下2030基準）の達成度の下限を3年間で段階的に80%まで引き上げる。

(3) 3年目に制度の対象外となる2030基準75%～80%達成車について、激変緩和の観点から、1年間に限り本則税率の適用対象とする経過措置が設けられた。

(4) 電気自動車等は、その普及を促す観点から、構造要件を維持した上で引き続き2回免税の対象とする。

## V 酒税課税

承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

酒税の保存のために酒類業の健全な発達に

資する取組を適正かつ確実にを行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置が講じられた。あわせて、現行の中小事業者の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置が講じられた。

## VI 納税環境整備

### 1 課税・徴収関係の整備・適正化

(1) 社会通念に照らして申告義務を認識していかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合が30%に引き上げられた。

(2) 繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税又は重加算税（無申告）を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税又は重加算税（無申告）を10%加重する措置が講じられた。

### 2 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度については、原則として保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないこととされている。今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件に従って保存することができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じられた。

（見直し事項）

(1) 現行の経過措置（令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。）は、適用期限（令和5年12

月31日)の到来をもって廃止となる。  
 (2) 相当の理由があると認められる場合  
 (事前手続不要)、その電子取引データの  
 出力画面の提示・提出の求め及びその電

子取引データのダウンロードの求めに応  
 じることができるようにしておけば、保  
 存要件を不要として、電子取引データの  
 保存が可能とされた。

## 令和5年度

# 国の一般会計予算等の概要

令和5年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

## 1 一般会計歳入歳出の概算

令和5年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和5年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
<b>歳 入</b>				%
1. 租 税 収 入 及 印 紙 収 入	652,350	694,400	42,050	6.4
2. そ の 他 収 入	54,354	93,182	38,828	71.4
3. 公 債 金	369,260	356,230	△ 13,030	△3.5
(1) 公 債 金	62,510	65,580	3,070	4.9
(2) 特 例 公 債 金	306,750	290,650	△ 16,100	△5.2
合 計	1,075,964	1,143,812	67,848	6.3
<b>歳 出</b>				
1. 国 債 費	243,393	252,503	9,110	3.7
2. 一 般 歳 出	673,746	727,317	53,571	8.0
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	158,825	163,992	5,167	3.3
合 計	1,075,964	1,143,812	67,848	6.3

## 仙台国税局間税会連合会

### 会 長 来 海 伸 博

青森県間税会連合会 会長 来海 伸博  
 岩手県間税会連合会 会長 平野 佳則  
 宮城県間税会連合会 会長 久保田 定  
 秋田県間税会連合会 会長 村越 正道  
 山形県間税会連合会 会長 金山 知裕  
 福島県間税会連合会 会長 小櫻 輝

## 北陸間税会連合会

### 会 長 高 桑 幸 一

富山県間税会連合会 会長 朝日 重剛  
 石川県間税会連合会 会長 高桑 幸一  
 福井県間税会連合会 会長 上田 祐広

事務局 〒920-0919  
 石川県金沢市南町4番60号  
 TEL:076-222-2910 FAX:076-224-2239

## 2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

令和5年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計分）は、69兆4,400億円となっています。

これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税7.8%分の収入）は23兆3,840億円で、国税トップの基幹税となっています。

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
<b>直接税</b>	億円	%	<b>間接税等</b>	億円	%
所得税	210,480	28.3	消費税	233,840	31.4
復興特別所得税	4,420	0.6	酒税	11,800	1.6
法人税	146,020	19.6	たばこ税	9,350	1.3
地方法人税	18,919	2.5	たばこ特別税	1,128	0.2
相続税	27,760	3.7	揮発油税	19,990	2.7
特別法人事業税	20,093	2.7	地方揮発油税	2,139	0.3
<b>直接税計</b>	<b>427,692</b>	<b>57.5</b>	石油ガス税	50	0.0
			石油ガス税（譲与分）	50	0.0
			航空機燃料税	340	0.0
			航空機燃料税（譲与分）	152	0.0
			石油石炭税	6,470	0.9
			電源開発促進税	3,240	0.4
			自動車重量税	3,780	0.5
			自動車重量税（譲与分）	2,864	0.4
			国際観光旅客税	200	0.0
			関税	11,220	1.5
			とん税	100	0.0
			特別とん税	125	0.0
			印紙収入	9,760	1.3
			<b>間接税等計</b>	<b>316,598</b>	<b>42.5</b>
			<b>合計</b>	<b>744,290</b>	<b>100.0</b>

(注) 1 総額74兆4,290億円のうち、一般会計分は69兆4,400億円、特別会計分は4兆9,890億円となっています。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人税	1兆8,919億円
特別法人事業税	2兆0,093億円
地方揮発油税	2,139億円
石油ガス税（譲与分）	50億円
航空機燃料税（譲与分）	152億円
自動車重量税（譲与分）	2,864億円
特別とん税	125億円
たばこ特別税	1,128億円
復興特別所得税	4,420億円

### 3 直接税と間接税等の比率

令和5年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように57.5：42.5ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
	百万円		百万円		百万円	
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55	2,566	45
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27	599,694	100	335,753	56.0	263,941	44.0
28	589,563	100	328,527	55.7	261,035	44.3
29	593,159	100	337,132	56.8	256,027	43.2
30	642,241	100	377,359	58.8	264,883	41.2
令和元	621,751	100	353,168	56.8	268,584	43.2
令和2	589,171	100	319,164	54.2	270,007	45.8
令和3	610,667	100	328,638	53.8	282,029	46.2
令和4	700,383	100	404,821	57.8	295,562	42.2
令和5	744,290	100	427,692	57.5	316,598	42.5

(備考) 1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、特別法人事業税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの



中野会長

昨年9月の全間連第49回総会長崎大会では全国の皆様には大変お世話になりました。

また、今回は全間連会報で当連合会の特色、組織状況等を記載させていただくことになりありがとうございます。

昨年の長崎大会記念誌に、「福岡局間連の今」と題して連合会の特色、組織状況、活

動状況等を記載させていただき間もないので、今回は各単位会の活動状況に焦点を当てて記載させていただきます。

なお、当連合会は福岡県(18単位会)、佐賀県(5単位会)、長崎県(8単位会)の3県31単位会で会員数は令和4年4月1日現在8,468人です。

また福岡国税局管内には31税務署があり、今回は税務署職員録に掲載されている税務署順に単位会を附番し掲載させていただきます。

以下、単位会を紹介させていただきます。

#### 1 門司間税会 会長 門田 進一

(会員数 91人)

当間税会は北九州市門司区で活動し、現在、正会員数は70弱となっており会員数が徐々に減少している中、間税会活動を見直す必要性を痛感しています。平成27年から会の活性化の一環として毎年11月に開催していた会員研修会も、令和2年に中小企業診断士の先生にお願いする段階で中止を余儀なくされました。今年は開催できそうなので、一旦中締めとしてこれまでの会員研修会反省及び今後の方針を検討してまいります。

#### 2 若松間税会 会長 白石 信和

(会員数 128人)

当間税会は全間連、福岡局間連の方針をふまえ、間税会相互の連絡協調を密にして関係諸団体の協力を得ながら、会員相互の合意による間税会運用に努めるためにバスハイク、若松法人会と共同での「夏の夕べ税金クイズ」などの活動を展開しています。

#### 3 小倉間税会 会長 大久保昌逸

(会員数 1,125人)

当間税会は総務・組織・広報・研修・厚生の5委員会、青年部・女性部・税理士部会の3部会で構成され、各委員長のリリーダーシップのもと横の連携を取り合いながら協力して事業を推進しています。昨年度はいち早くインボイス研修会を開催いたしました。また、例年中学校に税の標語と作文を募り入選作品を選考しています。更に、広島西間税会のご協力で作られた紙芝居「税金の旅」を幼稚園で実施いたしました。当会は女性部を中心にアットホーム、チームワークという伝統を引き継ぎ、これからも全国の間税会と連携をとりながら、会員のつながりを育てて税に対する関心を持っていただけるよう知恵を出し合いながら日々

進化してまいります。

#### 4 八幡間税会 会長 加來 典晴

(会員数 285人)

当間税会はこれまで「消費税」の意義、重要性を広く地域企業に紹介し、納税道義の理解普及に努め、会報発行、会員拡大に力を注いで参りました。しかし、近年、活動のマンネリ化やリーマンショック、直近のコロナ拡大による経済環境悪化に伴い、会員数の減少傾向が続いております。

今般、理事会・総会において、こうした会員減少、会費納入率悪化、事業内容低下などからの脱却を掲げ、役員一人ひとりへの会員増強ノルマ設定や久方ぶりの会報誌発行など、積極的な会活動への転換が承認されました。今後、設立以来の趣旨である消費税に対する理解や納税意義の重要性を広く社会に発信してまいります。

#### 5 博多間税会 会長 河野 武司

(会員数 674人)

当間税会では役員・組織委員会及び青年部会・女性部会を中心に、“消費税活かすみんなの間税会”をかけ声に明るく積極的に会活動に取り組んでおります。ここ数年はコロナ禍の為、会活動にもかなりの制限を受けましたが、博多税務署はじめ、会員皆様のご理解とご協力のお陰で、コロナ対策を講じながら出来る範囲での活動に取り組んでまいりました。その中でも、毎年11月に開催される『税を考える週間』行事では、福岡国税局・博多税務署からもご協力を賜り、税務研修会を開催し、その後、博多駅前広場で“世界の消費税クリアファイル”と博多税務署のお知らせチラシ2千セットを一般の皆様配布する街頭広報活動を行っております。これからも魅力的な会活動を計画していくと共に、更なる会員拡大・組織強化に力を入れてまいります。

#### 6 香椎間税会 会長 川口 利弘

(会員数 74人)

当間税会は更なる消費税の周知と定着を推進し、併せて会員の拡大を図り組織の充実に努めます。そのためには会員はもとより会員以外の方への「一声運動」を積極的に実施し、併せて研修会等を通じて当会のPR活動を行ってまいります。

#### 7 福岡間税会 会長 新井 洋子

(会員数 784人)

当間税会が在している福岡天神地区は今まさに100年に一度といわれる大変革の中にあり、ビルの建て替え工事によって目まぐるしく変化しています。このような中、これまで7年間にわたって長く会を率いてくださった林孝行会長に代わり、令和4年度から就任した初の女性会長である新井洋子会長を筆頭に、消費税の啓発活動・会員拡大に取り組んでいます。福岡天神地区がアジアの拠点都市として変貌を遂げていくように、福岡間税

会もより一層、活発な会にして会員増強に向けての活動に取り組んでまいります。

7～8校の中学校にお願いしています。

## 8 西福岡間税会 会長 橋本千代次 (会員数 620人)

当間税会は消費税の会である間税会の果たすべき役割が益々高まってくるとの認識の下、消費税のあり方等についての提言活動や改正消費税等の周知、啓発活動を効果的に推進しております。当会の運営は「役員」「委員会委員」(総務・広報・組織・事業・及び青年女性部)の力強いリーダーシップのもと役割分担の明確化と、会務運営についての一層の理解をもって諸活動に積極的に取り組んでおり、現在は令和5年6月5日(月)に開催する西福岡間税会50周年式典に向かって一致団結して活動しております。

## 9 大牟田間税会 会長 井上 信弘 (会員数 160人)

当間税会の主な事業活動としては大牟田税務署管内租税教育推進協議会の構成団体の一員として、管内の小学6年生を対象とした「租税教室」及び「税の標語」を、また、(公社)大牟田法人会青年部会とともに「税金〇×クイズ」を実施しています。加えて大牟田間税会のアピールにつながる確定申告会場への「鉢植えの花」寄贈も行っており、魅力ある会務運営を行い「消費税活かすみんなの間税会」の一層の定着・発展に努めてまいります。

## 10 久留米間税会 会長 稗島 行雄 (会員数 301人)

当間税会は少子高齢化の進展に伴う、福祉財源の確保、東日本大震災の復興財源、財政健全化の観点などから、「消費税活かすみんなの間税会」の役割は更に大きくなっていることは明らかであり「会員相互の信頼と合意」「間税会相互の連絡協調の密」「地方の時代にふさわしい地域に密着した社会性に富んだ活動」「税務行政のよき理解者としての役割」を果たしながら研修会・税の標語の募集や独自のチャリティ落語会等、精力的に活動しています。

## 11 直方間税会 会長 横溝 淳弥 (会員数 92人)

当間税会の活動拠点である直方市は、筑豊を構成する自治体の一つで、直鞍地区の中心都市です。また、飯塚市、田川市と並んで筑豊三都に挙げられます。会活動は過去においては、「税を知る週間」行事で小学生の「税の書道作品」及び中学生の「税の標語」の募集、役員・会員が街頭でポケットティッシュ配布などを実施しておりましたが、コロナ禍等から会活動が停滞しておりますので、今後活性化し「消費税の会にふさわしい間税会」となるよう活発な事業活動を展開してまいります。

## 12 飯塚間税会 会長 樺島 典仁 (会員数 129人)

当間税会は、基本方針として、税務当局の指導を賜りながら、公正な税務規則などに寄与する事を基本として近隣間税会と連携を保つと共に「会員増強による組織拡大」「消費税完納運動の更なる推進」等を重点目標として活動の充実、強化に努めています。なお、税の標語の募集では、毎年

## 13 田川間税会 会長 梶原 孝文 (会員数 291人)

当間税会は中学生への「税の標語」募集のほか、消費税期限内納付推進運動連絡会、中学生・高校生への「税の作文」を募集・表彰を行っている税務連絡協議会へ協賛しています。田川は、エネルギー政策の転換により衰退の時代も経験しましたが、数々の炭坑遺産を含め、田川市を育ててきた自然・歴史・文化が、まちの魅力として再び輝き始めており、当会も「消費税の会にふさわしい間税会」となるよう活発な事業活動を展開してまいります。

## 14 甘木朝倉間税会 会長 矢野 清博 (会員数 132人)

当間税会の地域、朝倉市は平成29年7月に九州北部豪雨で甚大な被害を受けました。その際、当会が所属する福局間連が30単位会に支援金募集を行い、715,070円を当会へ贈呈していただきました。また、当会会員へ支援金募集のお声掛けをしたところ、15社から385,000円の支援金がありました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて地域経済も大きなダメージを受けました。そんな中、当会では税金が国民生活にどのように役だっているか、理解と関心を深めてもらうため9つの中学校へ毎年「税の標語」の作品応募を呼びかけ、また、会員にたいしては消費税の軽減税率やインボイス制度対策セミナーを開催しています。地域経済を回復させていくためにも、まずは地域の中で経済が循環する仕組みを再構築することが求められます。関係機関や関係各署と連携しながらこの困難を乗り越えるべく、一歩ずつ前進してまいります。

## 15 八女間税会 会長 福島 成孝 (会員数 184人)

当間税会は公正な税務・税制等に寄与することを基本として、税務関係団体と連携・協調を図り間税会活動の充実強化に努めることとしております。また、重点目標としては「消費税制度の周知」のためにインボイス制度の説明会やセミナーを開催し消費税啓発活動の拡充を図ってまいります。

## 16 大川間税会 会長 江藤 義行 (会員数 110人)

当間税会は消費税に関する説明会等を随時開催し、署と連携し「組織拡大・大会増強」を図っております。また、租税教育推進連絡協議会の一員として租推協行事に協力しております。

## 17 行橋間税会 会長 上田 大作 (会員数 205人)

当間税会は、管轄範囲での税知識の普及活動や、間税に関するセミナーの開催等を行っており、その他は、年一回発行の機関紙「間税会だより」の配布等を行っております。また、毎年11月11日から11月17日までの「税を考える週間」の事業として、『税を考えながら楽しもう「SAKE&MUSIC」』と銘打って事業委員会を立ち上げ活動しています。税の普及活動につきましても、今後はインボイス制度の普及を軸としてより積極的な活動を行ってまいります。

## 18 筑紫間税会 会長 田代 雅人

(会員数 372人)

当間税会は大きく3つの内容に分けた活動をしております。○全会員を対象とした間接税の年2回の税務研修○経営・政治の世情に合わせた講演会○税法等の資料配布等です。開催事業についてはフィードバックを行い、より充実した研修会の開催と間税会についての周知徹底に努めております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進み、会員同士の親睦や組織強化を図ることが難しくなるなか、感染対策を行いながら事業活動の活発化に努めるとともに、会員の拡大と会員相互の意思疎通を図ることを目標に連携を強化してまいります。

## 19 佐賀間税会 会長 本島 直幸

(会員数 483人)

当間税会は昨年で30周年を迎え下部組織として青年女性部及び公営事業部会を組織しております。特に青年女性部の活動は活発で、ここ最近では新型コロナの影響で実現してはおりませんが、コロナ以前は毎年国内外問わず視察研修を実施し、知見を広げると共に会員同士の交流を深めて参りました。今後も会員間の交流を深めながら、消費税をはじめとした間接税の適正納税を推進し、会員の皆様から「加入して良かった」と思われるような団体を目指しより一層活動を充実させてまいります。

## 20 唐津間税会 会長 福井浩二郎

(会員数 217人)

当間税会は税務行政に協力することを基本理念として、税務知識の周知徹底を図るための研修会、説明会を積極的に推進して、期限内納付等に関する周知を行ってまいります。また、国の基幹税として、その重要性を高める消費税を「消費税活かすみんなの間税会」のキャッチフレーズどおり、正しい理解と適正な納税を遂行するよう活力ある会活動を行ってまいります。

## 21 鳥栖間税会 会長 松尾 政博

(会員数 145人)

当間税会は、会員向け講演会・研修会・説明会、一般の方を対象とした税金展での税金クイズ、中学生対象の税に関する作文コンクール表彰、小学6年生対象に会員が講師となった租税教室を開催するなど、毎年様々な事業を推進しております。なかでも税金展での税金クイズには毎年400名以上の参加があり、全間連作製のクリアファイルを配布することで消費税を中心とした税の広報、啓発活動もおこなっています。今後もこれらの事業を継続していくため、会員増強に努めつつ他団体と十分な連携を図りながら諸活動に取り組んでまいります。

## 22 伊万里間税会 会長 山浦 義行

(会員数 148人)

当間税会では例年3月に研修会と地酒を楽しむ会を開催しておりますが新型コロナウイルスの感染拡大により、3年続けて中止せざるを得なくなり、それに代えて「地域応援企画地酒を飲んで頑張ろう!!」事業を行いました。酒造・酒販会員の支援を兼ねた伊万里間税会独自の地

域支援事業として全会員へ地酒を贈呈し大変好評でした。また、「伊万里有田税を考える協議会」の一員として租税教室を開催しております。間接税の自主的な申告納税体制の確立を通じて税務・税制の公正な運用に寄与するとともに、今後も伊万里間税会並びに会員企業の繁栄に貢献できるよう取り組んでまいります。

## 23 武雄間税会 会長 西村 宰

(会員数 150人)

当間税会は一般法人、個人事業者の他に、公営事業部会（病院、下水道事業、競輪事業等）として、自治体からも参加いただいております。毎年恒例行事としては、管内中学校を対象に「税の標語コンクール」を行っております。傑作も多く、入賞者、参加者には賞品を授与します。全国での入賞を目指し、今年度も張り切って審査させていただきます。

## 24 長崎間税会 会長 鈴木 茂之

(会員数 662人)

当間税会の主な活動は会員に対しての年2回の「消費税研修会」等開催、広報活動として例年6月「間税会ニュース」配信、9月「税の標語の募集」、11月「税を考える週間」に繁華街の浜町アーケードで「世界の消費税クリアファイル」等配布による税に対する周知が主な活動状況です。また、青年部会主催による親睦を兼ねたバスツアーも実施しております。例年、会員増強には苦戦をしておりましたが昨年度は全国大会を開催するにあたり、理事を中心に何とか増加に持ち込むことができました。話は変わりますが、全国の皆さん、1年を通して楽しくエキサイティングなイベント満載の「長崎の街」へ、またのお越しをお待ちしております。

## 25 佐世保間税会 会長 池田 敏章

(会員数 168人)

当間税会は消費税の自主的な申告納税体制の確立を通じて、円滑な税務運営に寄与することを基本とし、異文化が交り合う街に存在する会として会員同士が交流を深めて会を盛り上げていく活動に力を入れています。また、「日本酒」の振興を図り、新たな会員獲得を目指して「地酒の会」を続けています。ぜひ、私たちの街に遊びに来てください！そして、遥か大陸を望む悠久の風に吹かれて往時を偲ぶ旅と美酒美食をお楽しみください。

## 26 島原間税会 会長 石川 嘉則

(会員数 140人)

当間税会は会員の拡大と事業活動の活性化に努めるとともに、魅力ある会務運営を行って「消費税活かすみんなの間税会」の一層の定着・発展に努めてまいります。

## 27 諫早間税会 会長 瀬頭 信介

(会員数 121人)

当間税会は180年の歴史を誇る蔵元での会員交流会、諫早税務署長との意見交換会、研修会など各種事業を実施していましたが、コロナ禍において、約2年にわたり、やむなく事業を中止しました。今年度は例年どおり役員会、通常総

会を開催しました。現在、会員交流会や研修会など各種事業について、感染予防対策を施したうえで開催できるよう検討しています。

**28 五島間税会 会長 野口 喬史**  
(会員数 94人)

当間税会は役員を中心に新設法人への勧誘に努め、会員増強による組織拡大及び財政基盤強化に向けて取り組んでいます。会員に向けては間税会ニュースに合わせて税関連資料冊子等を年3回以上配付し、会報誌「税の友五島」を関係団体との共同で年2回発行しています。また、地域イベントでは税金クイズ大会等を実施し「世界の消費税クリアファイル」を配布しています。本地域の人口減少等に伴う経済構造変化に対応するため、これまでの活動成果を検討しつつ魅力ある会務運営を行い、間税会の発展に努めてまいります。

**29 平戸間税会 会長 福田 詮**  
(会員数 87人)

当間税会は講演会事業、啓発活動事業、視察研修事業の3つの事業を基本として活動しております。講習会事業は平戸税務署統括国税調査官による税に関わる知識向上の講習会。2つめは税を考える週間に合わせ、10月に平戸市内で開催される「平戸くんち城下つんの一で祭り」会場にて平戸税務署作成の税務知識普及に関わるチラシを来場者へ配布。最後に会員相互の連携と協調を図るとともに会員企業の発展を目的

に九州内の工場や企業の視察研修事業を行っています。以上、今後とも平戸間税会並びに会員企業の発展を期待し、研修会等を中心により良い会にし、参加してみたい、参加する会にしていく事を念頭に活動してまいります。

**30 壱岐間税会 会長 辻田多喜夫**  
(会員数 222人)

当間税会は地域住民の納税意識高揚の一環として、平成17年2月当初壱岐税務連絡協議会主催で実施された「消費税完納宣言」式典を踏襲し、現在は間税会主催により数台の広報車による島内パレードを実施しています。令和5年10月からは消費税インボイス制度の導入となることから、課税事業者はもとより広く地域住民への納税意識啓発を図ると共に間税会活動の一環として取り組んでおります。ささやかな活動ではありますが、消費税の期限内啓発と併せて間税会活動の主要事業となっております。

**31 対馬間税会 会長 渡邊 昭二**  
(会員数 74人)

当間税会は50年前対馬間税協力会として発足以来、会員様は多い時には140名有余を数えましたが島人口は当時より半減して現在に至っています。これからも厳原税務署のご指導のもと、また、会員様との信頼関係の中で、間税会の目的達成を推し進め、地域活性化、発展をめざしてまいります。

**北海道間税会連合会**

**会長 戸澤 亨**

副会長 福島 勝男(札幌西) 副会長 鷲尾 和徳(札幌北)  
副会長 池田 光司(札幌東) 副会長 丹野 司(札幌南)  
副会長 北澤 治雄(岩見沢) 副会長 新谷龍一郎(旭川中)  
副会長 田辺登代二(稚内) 副会長 市町 峰行(苫小牧)  
副会長 村井 順一(釧路)

(事務局) 〒060-0034 札幌市中央区北4条東2丁目8-6  
TEL 011-271-6320 FAX 011-272-6360

**広島国税局間税会連合会**

**会長 池田 晃治**

広島県間税会連合会 会長 久保 弘睦  
山口県間税会連合会 会長 村谷 太洋  
岡山県間税会連合会 会長 高木 晶悟  
鳥取県間税会連合会 会長 杉原弘一郎  
島根県間税会連合会 会長 山崎 純

**四国間税会連合会**

**会長 村上 義憲**

香川県間税会連合会 会長 村上 義憲  
愛媛県間税会連合会 会長 清水 一郎  
徳島県間税会連合会 会長 佃 充生  
高知県間税会連合会 会長 熊沢慎一郎

**南九州間税会連合会**

**会長 池部正紀**

大分県間税会連合会 会長 池部正紀  
熊本県間税会連合会 会長 青木祐心  
鹿児島県間税会連合会 会長 窪田伸一  
宮崎県間税会連合会 会長 山口清一

事務局 〒871-0024  
大分県中津市中央町2-3-16  
TEL:0979-24-5480 FAX:0979-24-5485  
E-mail : kanzei@honten.co.jp

# 「税の標語」の応募状況

## ○「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集活動は、平成5年度から実施していますが、平成15年度から一般財団法人「大蔵財務協会」より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、令和4年度は30回目になりました。

令和4年度においては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、前年度(478,206点)より23,383点多い501,589点の応募がありました。

「税の標語」の募集活動は、租税教育及び税の啓発活動の観点から、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会の中核をなす事業となっております。

この募集活動を更に進めるために、「税の標語」を100点以上集めた間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっており、令和4年度においては、251の間税会に支給されました。

区分	令和4年度			令和3年度		
	応募点数	構成比	応募単会数	応募点数	構成比	応募単会数
東京	195,590	38.99	80(84)	182,540	38.17	77(84)
関東信越	95,525	19.04	62(63)	96,921	20.27	63(63)
大阪	0	0.00		0	0.00	
北海道	6,681	1.33	13(30)	6,243	1.31	13(30)
仙台	12,402	2.47	15(52)	12,238	2.56	15(52)
東海	125,480	25.02	47(48)	117,394	24.55	44(48)
北陸	10,623	2.12	8(15)	10,986	2.30	8(15)
広島	24,193	4.82	37(50)	21,367	4.47	37(50)
四国	10,355	2.06	12(25)	10,608	2.22	14(25)
福岡	10,379	2.07	14(31)	8,203	1.72	10(31)
南九州	4,561	0.91	10(35)	6,740	1.41	10(35)
沖縄	3,289	0.66	1(6)	2,347	0.49	1(6)
業種	0	0.00		0	0.00	
ネット他	2,511	0.50		2,619	0.55	
計	501,589	100.0	299(439)	478,206	100.0	292(439)

## ○報奨金の支給となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東京	麴町	468	東京	江東東	1,389	東京	東金	1,653	関東信越	飯田	299
"	神田	964	"	青梅	1,815	"	茂原	2,786	"	木曾	188
"	日本橋	319	"	八王子	6,317	"	木更津	6,393	"	新潟	5,890
"	京橋	688	"	日野	4,057	"	館山	1,277	"	新津	1,543
"	芝	1,311	"	町田	4,109	"	甲府	7,867	"	新発田	694
"	麻布	2,401	"	立川	10,744	"	大月	216	"	三條	475
"	小石川	5,163	"	東村山	14,618	関東信越	浦和	1,090	"	小千谷	738
"	本郷	2,313	"	武蔵野	1,051	"	朝霞	1,352	"	十日町	311
"	上野	1,626	"	武蔵府中	2,550	"	大宮	10,700	"	高田	2,981
"	浅草	1,087	"	横浜中	644	"	上尾	981	"	糸魚川	334
"	品川	2,279	"	横浜南	868	"	川口	1,280	"	村上	103
"	荏原	1,664	"	保土ヶ谷	1,291	"	所沢	21,169	北海道	札幌中	273
"	大森	1,365	"	戸塚	1,044	"	東松山	1,284	"	札幌北	143
"	雪谷	839	"	神奈川・港北	1,844	"	秩父	2,113	"	函館	395
"	蒲田	394	"	緑	3,592	"	熊谷	18,576	"	岩見沢	1,631
"	世田谷	3,716	"	鶴見	447	"	本庄	2,342	"	旭川中	913
"	北沢	5,195	"	川崎南	1,037	"	春日部	6,539	"	旭川東	1,012
"	玉川	2,854	"	川崎北	2,487	"	越谷	825	"	留萌	280
"	目黒	2,357	"	川崎西	1,911	"	水戸	1,458	"	室蘭	222
"	渋谷	1,406	"	横須賀	715	"	日立	139	"	北見	1,102
"	新宿	537	"	鎌倉	728	"	竜ヶ崎	179	"	釧路	412
"	中野	1,063	"	藤沢	1,181	"	土浦	122	"	根室	221
"	杉並	874	"	平塚	1,114	"	古河	1,580	仙台	仙台北	114
"	荻窪	4,019	"	大和	2,517	"	宇都宮	2,385	"	栗原	458
"	練馬東	6,280	"	相模原	1,778	"	鹿沼	111	"	安達	877
"	練馬西	3,608	"	小田原	882	"	足利	172	"	須賀川	3,005
"	豊島	2,701	"	千葉東	2,328	"	佐野	1,012	"	喜多方	854
"	荒川	3,334	"	千葉西	6,218	"	高崎	420	"	白河	2,627
"	足立	722	"	千葉南	2,085	"	藤岡	837	"	いわき	512
"	西新井	1,414	"	成田	4,546	"	富岡	101	"	秋田南	740
"	本所	2,369	"	松戸	3,869	"	沼田	578	"	湯沢雄勝	1,163
"	向島	1,685	"	柏	361	"	長野	268	"	青森	224
"	葛飾	4,238	"	市川	511	"	佐久	1,333	"	八戸	774
"	江戸川北	671	"	船橋	6,826	"	上田	1,327	"	寒河江西村山	340
"	江戸川南	1,301	"	佐原	2,278	"	諏訪	705	"	北村山	697
"	江東西	1,205	"	銚子	1,123	"	伊那	128	東海	名古屋東	2,062

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東海	名古屋西	198	東海	伊賀	108	広島	徳山	924	四国	高知	823
"	名古屋昭和	3,578	"	紀州	331	"	光	497	"	幡多	556
"	名古屋熱田	866	"	岐阜北	3,454	"	厚狭	437	"	南国	346
"	尾張瀬戸	1,212	"	岐阜南	4,119	"	宇部	414	福岡	福岡	303
"	津島	7,700	"	大垣	5,276	"	長門	544	"	田川	1,852
"	半田	128	"	関	112	"	岡山東	1,764	"	飯塚	699
"	刈谷	206	"	多治見	172	"	岡山西	3,734	"	久留米	1,322
"	岡崎	5,943	"	飛騨	428	"	西大寺	1,137	"	甘木朝倉	2,094
"	豊田	172	北陸	金沢	1,071	"	玉野	646	"	大牟田	610
"	東三河	5,665	"	小松	3,042	"	児島	401	"	小倉	2,327
"	新城	676	"	福井	1,198	"	倉敷	637	"	佐賀	110
"	静岡	13,462	"	小浜	144	"	玉島	435	"	武雄	904
"	清水	2,945	"	富山	2,122	"	米子	464	南九州	宇土	274
"	伊豆下田	326	"	魚津	2,352	"	松江	149	"	玉名	935
"	沼津	8,006	"	高岡	637	"	石見大田	101	"	菊池	1,501
"	三島	1,200	広島	広島東	2,921	四国	高松	410	"	阿蘇	131
"	熱海伊東	2,024	"	広島南	362	"	丸亀	1,317	"	中津	110
"	富士	281	"	廿日市	310	"	小豆島	405	"	加治木	571
"	藤枝	1,042	"	呉	206	"	西条	1,913	"	種子屋久	660
"	島田	718	"	海田	2,489	"	新居浜	999	"	奄美大島	100
"	磐田	1,406	"	広島北	175	"	宇摩	1,404	"	小林	159
"	掛川	1,226	"	東広島	693	"	阿波麻植	1,271	"	高鍋	120
"	浜松西	6,101	"	尾道	383	"	脇町	177	沖縄	那覇	3,289
"	浜松東	2,386	"	三原	794	"	池田	734			
"	津	3,270	"	福山	188						
"	桑名	3,774	"	府中	658						
"	鈴鹿	2,664	"	三次	1,132						
"	四日市	1,170	"	庄原	711						
"	松阪	27,481	"	山口	114						
"	伊勢	3,434	"	岩国	465						

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募点数に応じて、次の基準により支給される。

応募点数	100～1,000点未満	1万円
	1,000～3,000点未満	2万円
	3,000～5,000点未満	3万円
	5,000点以上	4万円

# 「税の標語」募集

令和5年の「税の標語」を募集します。

## ◆ 内容

税（消費税に限りません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

## ◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法
  - 1 各間税会が取り纏める方法
  - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法
 住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。  
 「FAX」又は「郵便」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

- 応募期限 令和5年9月10日（日）

- 応募先 全国間税会総連合会事務局  
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町1-1-1  
日本橋村松ビル5階  
FAX 03-5829-3902

ホームページアドレス<https://www.kanzeikai.jp>

- ◆ 優秀作品  
優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- ◆ 「税の標語」の活用  
応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合には、応募者の氏名・住所（市・区又は学校名）が公表されることを予めご了承ください。
- ◆ 「税の標語」の募集には、国税庁及び一般財団法人大蔵財務協会の後援をいただいています。
- ◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

### 「税の標語」

- ① 税金を納める義務と 知る責任
- ② スマホから 電子申告 簡単に

住所  
氏名  
電話番号  
所属間税会 局間連  
単位間税会

◇◇広島局間連・広報活動の現状◇◇

1 はじめに

広島国税局間税会連合会は昭和48年4月に「広島国税局管内物品税協力会連合会」として発足し、今年で50年を迎えます。記念会報誌の発刊も検討しており、コロナ禍で停滞していた活動の起爆剤にしたいと考えております。広島局間連には、五つの専門委員会があります。（総務委員会・財務委員会・会務運営委員会・広報委員会・税制委員会）それぞれの委員長が全間連の委員を務めています。

広報委員会は、委員長をはじめ6名の委員が在籍し、「間税だより」発刊に合わせ、広報委員会を開催し、掲載記事の内容等を協議しております。

2 間税だよりの発刊

- (1) 発刊回数 年3回（5月 9月 1月）
- (2) 発刊部数 8,846部
- (3) 発刊状況 過去6回の発刊状況は下記のとおり
- (4) 発刊内容 毎回、表紙には、各県間連の持ち回りで地元の写真を掲載しています。
- ① 3年5月156号 周南コンビナートを走る燃料電池車（山口県）
- ② 3年9月157号 雲南市のコウノトリ（島根県）
- ③ 4年1月158号 鳥取市の仁風閣（鳥取県）
- ④ 4年5月159号 尾道市の千光寺公園（広島県）
- ⑤ 4年9月160号 倉敷の美観地区（岡山県）
- ⑥ 5年1月161号 美祢市の別府弁天池（山口県）

記事内容は各单位会の行事を中心に掲載、その他シリーズものとして、県連毎に「ご当地グルメ」として順番制で地元の美味しいB級グルメを紹介しています。

3 「税の標語」募集状況

- (1) 過去3年間の応募状況は次のとおり

年度	2年度	3年度	4年度
応募点数	20,357	21,367	24,193

4 青年部・女性部の活動状況

(1) 税の紙芝居の贈呈

広島県間連女性部では、県内外を合わせて22団体へ贈呈しました。贈呈時に租税教室を開催するなど様々な工夫を凝らし税の役割や大切さを伝え、税への関心を深めてもらっています。この活動は、県内を中心に全国津々浦々に展開を図っており、今年度は、紙芝居製作から10年目の節目に当たり北海道と沖縄の間税会連合会に贈呈させて頂きました。

(2) 県間連青年部大会開催

コロナ禍により開催ができていなかった青年部大会を2年ぶりに開催することができました。青年部大会は【間税会の認知度向上】【間

税会が国に提言していくために会員を増強する】の2点が大きな目的です。この観点から竹田恒泰さんを講師としてお招きし、2部構成で講演会を行いました。第一部は、トークセッションとして【ここがおかしい日本の消費税】と題し、広島西間税会新田青年部長がコーディネーターで、消費税について竹田先生の見解を聞かせて頂きました。第二部は単独講演で【日本を取り巻く世界情勢】と題し、お話を聞かせて頂きました。



竹田講師単独講演



紙芝居の贈呈

5 「税を考える週間」行事の紹介

広島局間連傘下の各单位会における「税を考える週間」行事について代表的なものを紹介します。

(1) 税の標語の表彰、展示

租税教育の一環として小学生・中学生・高校生を中心に税に関する作品を募集しました。主に標語ですが、絵はがき、作文、習字などもあります。選考した標語は全間連に推薦し、受賞作品には表彰状の授与と記念品の贈呈を行った後、公的な場所に展示しました。授与式の場所は、税務署・ショッピングモール・学校など、実情に合わせて様々でした。

(2) 街頭キャンペーン

「クリアファイル」に税務署からの配布物を入れ、ポケットティッシュとセットで配るケースが多かったようです。配布する場所は、ショッピングモールや駅周辺、交差点付近など人通りの多い場所を選び、ご当地キャラやイータ君にも応援してもらっています。

各税務署長をはじめ多くの職員の方々も一緒になって配布して頂きました。

(3) その他の行事の例

- ・税務署長講演会、税の研修会、公開租税教室
- ・物産展でのブース出展（玉島・出雲）
- ・税の書道パフォーマンス（福山）
- ・税の最優作品の看板の設置と除幕式（広島東）
- ・「税の紙芝居」実演・贈呈（廿日市）

## 全間連の主な動き (5. 1. 16 ~ 4. 12)

- 1月16日(月) 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会  
東京
- 2月10日(金) 第17回モデル会会長会同事務局
- 4月12日(水) 企画会議 事務局

## 常任理事会 開催される

去る1月16日(月)開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議案は次のとおりです。

### 1 共通関係

- (1) 「今年の課題」について承認されました。
- (2) 「令和5年全間連会議・行事計画について」承認されました。
- (3) 第50回通常総会・創立50周年記念式典の開催については、東京局間連が担当で行うことが了承されました。
- (4) 「令和4年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について」承認されました。
- (5) 「活性化等推進費の支給対象等について」承認されました。
- (6) 「インボイス制度導入に伴う間税会の対応(税務手続の検討)について」承認されました。

### 2 広報関係

- (1) 「「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成等について」承認されました。
- (2) 「令和5年度「税の標語」の募集について」承認されました。  
なお、応募期限は9月10日(日)とされました。

### 3 税制関係

- (1) 「令和5年度税制改正大綱について」説明がありました。
- (2) 「税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について」承認されました。
- (3) 「消費税等に関するアンケート調査について」承認されました。

## 納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会の開催される

令和5年1月16日(月)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会及び新年賀詞交歓会の開催が開催されました。

祝賀会では、叙勲等受章者6名、財務大臣表彰受彰者8名、国税庁長官表彰受彰者14名、国税局長表彰受彰者43名の方々に、全間連片岡会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた財務省井上貴博財務副大臣からご挨拶をいただいた後、阪田渉国税庁長官の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々を交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

# 第50回通常総会・創立50周年記念式典等 (東京大会)のご案内(案)

東京国税局間税会連合会  
会長 片岡 直公  
実行委員会委員長 河村 守康

全国間税会総連合会第50回通常総会・創立50周年記念式典等については、東京局間連の担当により下記の日程で開催いたします。

当連合会では、全国から来られる皆様のご期待に沿えるよう、万全の準備を進めておりますので、会員の皆様の多数のお越しを心よりお待ちしております。

## 記

- 一 開催日 令和5年9月20日(水)
- 二 会場 東京プリンスホテル
- 三 通常総会等の日程
  - ・12:00～12:50 正副会長会議
  - ・13:00～13:30 常任理事会
  - ・13:00～13:30 青年部第45回通常総会
  - ・13:00～13:30 女性部第42回通常総会
  - ・13:40～14:50 第50回通常総会
- 四 創立50周年記念式典 15:00～15:50
  - ・創立50周年に向けた会員増強功労者の表彰
  - ・創立50周年記念功労者の表彰
- 五 記念講演会 16:00～16:50
  - ・講師予定者:政治活動家の「櫻井よしこ」様(国家基本問題研究所理事長)
- 六 祝賀会 17:00～19:00
  - ・冒頭～NTT東日本東京吹奏楽団による演奏
  - ・後半～立教大学体育会応援団によるアトラクション
- 七 翌日のエクスカーショント
  - ・歌舞伎座での歌舞伎観劇
  - 令和5年9月21日(木) 昼の部(11:00開演予定)を300席確保
  - (注1)原則として「申込み先着順」とする。
  - (注2)昼食も含めて「1等席」を用意するが、料金は今後決定する。
  - ・都内の観光コース
- 八 ご案内時期  
「大会の葉」を作成し、6月上旬にご案内する予定(締切りは7月中旬を目途)